

# 石川県公報

令和2年12月1日

第13362号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○救急病院の認定 (地域医療推進室)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○保安林の皆伐面積の限度 (森林管理課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	5
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	5
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3	○令和2年度石川県ふく処理資格者試験公告 (薬事衛生課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3	○鳥獣捕獲等事業の認定公告 (自然環境課)	7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し		○令和2年度砂利採取業務主任者試験合格者 (河川課)	7
		○入札公告 (教育委員会事務局)	7
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	8

## 告 示

### 石川県告示第404号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
野々市よこみやクリニック	野々市市郷二丁目220番地	令和2年10月1日
いのき内科・循環器科クリニック	小松市矢崎町ネ49番	令和2年11月1日
医科大前たんぼ薬局	河北郡内灘町大学1丁目1番地	令和2年10月1日
V・drug 小松東薬局	小松市若杉町301番	〃
キリン堂薬局 金沢医科大店	河北郡内灘町大学1-1 敷地内薬局棟	〃
スギ薬局 小松中央店	小松市日の出町二丁目165番地	令和2年11月1日

### 石川県告示第405号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
野々市よこみやクリニック	野々市市郷二丁目220番地	令和2年10月1日
いのき内科・循環器科クリニック	小松市矢崎町ネ49番	令和2年11月1日
医科大前たんぼ薬局	河北郡内灘町大学1丁目1番地	令和2年10月1日
V・drug 小松東薬局	小松市若杉町301番	〃
キリン堂薬局 金沢医科大店	河北郡内灘町大学1-1 敷地内薬局棟	〃
スギ薬局 小松中央店	小松市日の出町二丁目165番地	令和2年11月1日

#### 石川県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
野々市よこみやクリニック	野々市市郷一丁目131番地	令和2年9月30日
寺内歯科医院	かほく市宇野気リ-22-1	令和2年10月31日
医科大前たんぼ薬局	河北郡内灘町字大学1丁目1-6	令和2年9月30日
V・drug 小松沖町薬局	小松市沖町508番地	〃
キリン堂医科大前薬局	河北郡内灘町大学1丁目1-6	〃

#### 石川県告示第407号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
野々市よこみやクリニック	野々市市郷一丁目131番地	令和2年9月30日
寺内歯科医院	かほく市宇野気リ-22-1	令和2年10月31日
医科大前たんぼ薬局	河北郡内灘町字大学1丁目1-6	令和2年9月30日
V・drug 小松沖町薬局	小松市沖町508番地	〃
キリン堂医科大前薬局	河北郡内灘町大学1丁目1-6	〃

#### 石川県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
松江 運緒	羽咋市島出町フ63	仁泉ショートステイ	羽咋市島出町フ63 松江産婦人科医院内	令和2年 10月1日
株式会社 ハイ・サポ- ト	金沢市森戸1丁目97番 地5	小松ゆうゆう薬局	小松市園町ホ97-3	令和2年 11月1日

〃	〃	倉光ゆうゆう薬局	白山市倉光5-104	〃
---	---	----------	------------	---

#### 石川県告示第409号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
松江 運緒	羽咋市島出町フ63	仁泉ショートステイ	羽咋市島出町フ63 松江産婦人科医院内	令和2年 10月1日
株式会社 ハイ・サポー ト	金沢市森戸1丁目97番 地5	小松ゆうゆう薬局	小松市園町ホ97-3	令和2年 11月1日
〃	〃	倉光ゆうゆう薬局	白山市倉光5-104	〃

#### 石川県告示第410号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団悠輝会	野々市市郷二丁目220 番地	野々市よこみやクリニック	野々市市郷一丁目131 番地	令和2年 9月30日

#### 石川県告示第411号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団悠輝会	野々市市郷二丁目220 番地	野々市よこみやクリニック	野々市市郷一丁目131 番地	令和2年 9月30日

#### 石川県告示第412号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番2	令和2年11月28日	令和5年11月27日
医療法人社団中央会 金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号	令和2年12月1日	令和5年11月30日

## 石川県告示第413号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 ヘクタール	備 考 ヘクタール
奥能登東部 水源 <sup>かん</sup> 涵養保安林	47.00	
奥能登西部	158.74	
中能登東部	8.00	
中能登西部	50.65	
中能登中部	44.81	
中能登南部	79.35	
富来川神代川	10.22	
羽 昨 川	78.46	
犀川大野川	499.56	{ 国有林 195.92 民有林 303.64
手 取 川	1,201.66	{ 国有林 341.84 民有林 859.82
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	479.05	{ 国有林 30.28 民有林 448.77
小 計	2,931.54	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.18	
奥能登西部	0.78	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	
中能登南部	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽 昨 川	18.16	
犀川大野川	7.56	
手 取 川	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯 川	5.16	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
大 聖 寺 川	0.12	
小 計	51.98	
中能登西部 干害防備保安林	1.68	
犀川大野川	1.32	
大 聖 寺 川	0.08	
小 計	3.08	
能登地区 保健保安林	134.52	

能登地区～手取川	〃	65.34
手 取 川	〃	31.66
手取川～福井県境	〃	159.18
小	計	390.70
合	計	3,377.30

石川県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	輪島市長井町壱九字8番1地先から 輪島市下黒川町壱四字122番1地先まで	旧	8.72～16.24 199.9	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	11.50～31.56 193.6	
〃	輪島市下黒川町壱四字63番1地先から 輪島市下黒川町壱参字18番1地先まで	旧	8.04～13.48 78.1	〃
		新	8.44～20.66 77.7	
〃	輪島市下黒川町壱参字18番1地先から 輪島市下黒川町29番地先まで	旧	10.77～13.48 109.9	〃
		新	12.08～19.53 109.9	

公 告

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
中 島 祐 治	七尾市千野町に部10番地 医療法人社団生生会 えんやま健康クリニック	令和2年10月1日
泉 谷 麻 子	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	〃
加 瀬 一 政	〃	〃
上 嶋 仁 美	〃	〃
武 田 暢 生	〃	〃
湊 友 佑	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院	〃
中 島 嵩 志	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院	令和2年3月31日
眞 田 創	〃	〃
干 場 涼 平	〃	〃
藤 永 昌 宏	〃	〃
有 藤 賢 明	〃	〃
金 子 裕 一	〃	〃
福 田 正 基	〃	〃
竹 田 祐 二	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉ぬくもり診療所	令和2年6月30日

伊藤智彦	〃	〃
------	---	---

## 2 B類疾病のみ

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
齋藤正典	金沢市田上本町カ45-1 医療法人 十全会 十全病院	令和2年3月23日
瀧澤泰樹	金沢市大手町5番32号 医療法人社団 和宏会 大手町病院	令和2年6月30日
中川昭雄	金沢市千木町へ3番地1 医療法人社団 千木福久会 千木町ケアセンター	令和2年7月15日
西野知一	金沢市千木町へ33番地1 医療法人社団 浅ノ川 千木病院	平成20年12月31日
野口康久	〃	平成22年3月31日
高橋知子	〃	平成26年12月31日
小畑貴司	〃	平成28年3月31日
興村哲郎	〃	平成28年10月13日
西野廣	〃	平成29年3月31日
田中宣光	〃	〃
浜田重雄	〃	平成30年9月8日
登坂宇津彦	〃	令和元年10月20日
大島俊哉	七尾市津向町ト107番地 社会医療法人財団 董仙会 介護老人保健施設和光苑	令和2年10月1日
土定靖典	珠洲市野々江町ニ部1番地1 珠洲市総合病院	〃
江本誠貴	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉ぬくもり診療所	平成30年6月30日

## 令和2年度石川県ふぐ処理資格者試験公告

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例（平成18年石川県条例第33号）第15条の規定により、令和2年度石川県ふぐ処理資格者試験を次のとおり実施する。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 試験の日時

## (1) 学科試験

令和3年2月3日(水) 午前10時30分から正午まで

## (2) 実技試験

令和3年2月9日(火) 午前10時から

## 2 試験の場所

## (1) 学科試験

石川県庁行政庁舎 8階、11階会議室

## (2) 実技試験

金沢勤労者プラザ

金沢市北安江3丁目2番20号

## 3 出願に関する書類の受付期間

令和2年12月9日(水)から令和3年1月15日(金)まで(県の休日を除く。)とする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。

## 4 試験実施要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

## (1) 県内(金沢市を除く。)に居住する者

住所地を管轄する県保健福祉センター

## (2) 金沢市又は県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

## 5 その他

詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

## 鳥獣捕獲等事業の認定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により、次の鳥獣捕獲等事業者について鳥獣捕獲等事業の認定をした。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
ジョリー・ロジャー株式会社	東京都港区北青山三丁目5番5号ティアラ北青山ビル5階	飯 田 倫 也

## 令和2年度砂利採取業務主任者試験合格者

令和2年11月13日に実施した令和2年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(南) 1、(南) 3、(石) 1、(津) 1、(津) 2、(羽) 1、(奥) 1

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年12月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達件名及び数量

明治期地籍図修復及び保存容器作製業務委託 一式

## (2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## (4) 履行場所

仕様書による。

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

## (3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

## (4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

## 3 入札説明書の配布方法等

## (1) 配布期間

令和2年12月1日（火）から同月9日（水）午後3時まで

## (2) 配布方法

以下の石川県立図書館ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.library.pref.ishikawa.lg.jp/koukoku/2020chisekizu.html>

## (3) 入札者に要求される義務

受託者に必要な実績・技術等の確認を行うため、あらかじめ電話にて4(4)に問い合わせを行うこと。

## 4 入札書及び事前提出書類（以下入札書等）の提出場所等

## (1) 提出方法

郵送（書留郵便とし、受領期限内必着とする。持参は不可とする。）

## (2) 受領期限

令和2年12月9日（水）午後3時

## (3) 開札日時

令和2年12月9日（水）午後3時

## (4) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所

〒920-0964 金沢市本多町3丁目2番15号

石川県立図書館

電話番号 076-223-9565

## 5 その他

## (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (2) 契約書の要否

要

## (3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書そのほか入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第131号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行）能美警察署管内の表18の項を次のように改める。

18	国道8号（小松バイパス上り線）	能美市小杉町ハ140番地先から 小松市一針町北17番地先まで （海側オンランプウェイ）	約200 メートル	終日	車両	小杉南交差点方向から大長野町に至る方向
----	-----------------	---------------------------------------------------	--------------	----	----	---------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表17の項、138の項及び139の項を次のように改める。

17	市道香林坊2丁目線4号	金沢市香林坊2丁目 3番28号先	長町川岸方向から香林坊交差点方向への右折	車両	7：30から9：00まで、17：00から19：00まで（土・日曜日、休日を除く。）及び15：00から19：00まで（土・日曜日、休日に限る。）
----	-------------	---------------------	----------------------	----	-------------------------------------------------------------------------

138	市道高岡町線10号	金沢市高岡町15番1号先	長町方向から香林坊方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から9:00まで、17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)及び15:00から19:00まで(土・日曜日、休日に限る。)
139	市道高岡町線10号	金沢市南町4番1号先	長町方向から尾山神社方向への直進及び香林坊方向への右折	車両	7:30から9:00まで、17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)及び15:00から19:00まで(土・日曜日、休日に限る。)

別表第4(指定方向外進行禁止)大聖寺警察署管内の表163の項を次のように改める。

163	削	除
-----	---	---

別表第4(指定方向外進行禁止)小松警察署管内の表104の項を次のように改める。

104	削	除
-----	---	---

別表第4(指定方向外進行禁止)小松警察署管内の表に次のように加える。

455	国道8号	小松市一針町北17番地先	海側流入ランプウェイ加賀市方向から本線への右折及び本線から海側流入ランプウェイ方向への左折	車両	終日
-----	------	--------------	-----------------------------------------------	----	----

別表第9(追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止)小松警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	国道8号	小松市八幡口19番地3先から 小松市能美町ハ63番地1先まで		終日	約2,680メートル
----	------	-----------------------------------	--	----	------------

別表第11(最高速度の指定)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

238	市道準幹線503号橋場天神町線	金沢市天神町2丁目2番43号先から 金沢市扇町7番1号先まで	約540メートル	毎時30キロメートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	-----------------	-----------------------------------	----------	------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表257の項を次のように改める。

257	国道8号(小松バイパス上り線)	小松市一針町北36番地先から 小松市一針町北17番地先まで (海側オンランプウェイ)	約200メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	-----------------	--------------------------------------------------	----------	------------	----	------------------------

別表第13の2(専用通行帯)金沢中警察署管内の表2の項及び11の項を次のように改める。

2	国道157号	金沢市片町2丁目22番1号先から金沢市武蔵町15番1号先までの片町2丁目から武蔵交差点方向へ向け車道中央線から左側車線の部分	約1,550メートル	7:30から9:00まで、17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)及び15:00から19:00まで(土・日曜日、休日に限る。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー(回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
---	--------	----------------------------------------------------------------	------------	-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

11	国道157号	金沢市野町2丁目1番14号先から金沢市片町2丁目22番1号先までの野町広小路交差点から片町2丁目方向に向け、車道中央線からの左側車線の部分	約300メートル	7:30から9:00まで、17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)及び15:00から19:00まで(土・日曜日、休日に限る。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー(回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
----	--------	-----------------------------------------------------------------------	----------	-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

別表第13の2(専用通行帯)金沢東警察署管内の表1の項及び9の項を次のように改める。

1	国道157号	金沢市下堤町101番地先から金沢市片町1丁目8番16号先までの下堤町から片町1丁目方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約1,550メートル	7:30から9:00まで、17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)及び15:00から19:00まで(土・日曜日、休日に限る。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。 (ただし、金沢市香林坊1丁目2番7号先から金沢市香林坊1丁目1番7号先までの約70メートルは、道路の左側端から数えて2番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。)その他の車線は、バス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー(回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
9	主要地方道金沢停車場線	金沢市安江町1番10号先から金沢市安江町1番1号先までのむさし西交差点から武蔵交差点方向へ向け、道路中央分離帯から左側車線の部分	約80メートル	7:30から9:00まで、17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)及び15:00から19:00まで(土・日曜日、休日に限る。)	道路の左側端から数えて3番目の車両通行帯を右折バス専用通行帯とする。その他の車線は右折バス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	右折バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー(回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車で右折する車両とする。

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）金沢中警察署管内の表13の項及び27の項を次のように改める。

13	主要地方道金沢鶴来線	金沢市野町1丁目2番50号先から 金沢市野町1丁目2番43号先まで (寺町方向から野町広小路交差点に至る方向)	約90メートル	3本	7:30から9:00まで、17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折及び直進、2番目の車両通行帯は直進及び右折、3番目の車両通行帯は右折とする。
27	主要地方道金沢鶴来線	金沢市野町1丁目2番50号先から 金沢市野町1丁目2番43号先まで (寺町方向から野町広小路交差点に至る方向)	約90メートル	3本	0:00から7:30まで、9:00から17:00まで、19:00から24:00まで(土・日曜日、休日は終日)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折及び直進、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。

別表第17（停車及び駐車禁止）金沢中警察署管内の表3の項及び5の項を次のように改める。

3	国道157号線	金沢市野町2丁目1番17号先から 金沢市野町2丁目1番1号先まで (ただし、法第44条第1項各号に定めるものを除く。)	約200メートル	7:30から9:00まで、17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)、15:00から19:00まで(土・日曜日、休日に限る。)	車両(ただし、人の乗降のための停車除く。)
5	国道157号線	金沢市片町2丁目22番1号先から 金沢市武蔵町15番1号先まで (ただし、法第44条第1項各号に定めるものを除く。)	約1,550メートル	7:30から9:00まで及び17:00から19:00まで(土・日曜日、休日を除く。)、15:00から19:00まで(土・日曜日、休日に限る。)	車両(ただし、人の乗降のための停車除く。)

